

# 食の安全推進のための意見交換会議事録

平成 22 年 11 月 24 日(水)

県庁別館 8 階 第一会議室 A

(出席者から出された質疑及び意見を中心として)

| 議題 (1) しずおか食の安全推進のためのアクションプランの進行状況              |  |
|---|--|
| 議題 (2) 食の安全推進に関する主要事業 等                         |  |
| 議題 (3) 新しずおか食の安全推進のためのアクションプランの基本方針について<br>を通して |  |
| 発言者   | 内容及び回答   |
| 東海大学<br>短期大学<br>部                               | 人口 10 万人あたりの食品を介した健康被害者数 10 人以下という指標があるが、10 人以下とした理由は何か、また、静岡県の人口にあてはめると実際何人以下になれば良いのか教えていただきたい。   |
| 事務局   | まず、人口 10 万人あたり 10 人以下という人数は、静岡県の人口が 380 万ですので、380 人以下ということになります。<br>次に指標につきましては、当初、件数にするべきではないかという意見もありましたが、大規模食中毒を防止していくという観点からも人数を指標とすることとしました。<br>また、10 人以下という人数の設定は、10 人以下であれば今までの統計データから全国と比較した場合に少ない方から数えて 10 位以内になるということが言える数値設定となっております。 |
| 東海大学<br>短期大学<br>部                               | 現在 静岡市と浜松市は政令指定都市となっているが、県民 380 万人というと両市を含めて考えているということか。<br>また、ここでいう健康被害者数は、実際には 10 人以上発生しているかと思うが、具体的にどういった内容の健康被害者で、その割合がどうなっているかなど、大雑把でいいので教えていただきたい。   |

|           |  |
|-----------|--|
| 事務局       | <p>静岡市、浜松市を含めた県として考えております。</p> <p>健康被害者につきましては大きく分けて 3 つの内容があります。ひとつは食中毒による健康被害、ふたつめとしては健康食品による健康被害、残りは異物の混入による健康被害になります。異物の混入と言いますのは、例えば、食品中にガラス片が入っていて口を切ってしまうなどがあります。以上の 3 つの内容ですが、その 99.9% は食中毒による健康被害となっております。さらに、その大部分をしめる食中毒の中でも大きな割合を占めていますのがノロウイルス食中毒となります。</p>   |
| 生活協同組合連合会 | <p>県内で食品の輸入を行う業者はいくつくらいあるのか、そういった輸入業者を把握するための法律や制度はあるのかということをお願いしたい。</p> <p>それと、先ほど評価と課題についての報告があったが、食の安全・安心を確保していくためには、県だけではなく、消費者である県民や食品関連の事業者による相互理解や信頼が非常に大切だと思われる。自主管理体制の支援ということが挙げられていたが、もう少し踏み込んで、食品関連事業者あるいは県民に対して、責務とまではいかないまでもそれぞれの役割といったことをもう少し明確にしていって方が良いのではないかと感じた。</p>                                     |
| 事務局       | <p>輸入業者の事業者数については、今、具体的数字のデータを持ち合わせていないため申し上げられませんが、国が把握しております。県内で言いますと、名古屋検疫所清水支所がデータを持っていて、そちらとの意見交換等の際に毎年度データを提供してもらっています。このほかに、問屋等にも監視指導でまわっておりますので、県外の、例えば、東京都の輸入業者が輸入した食品が問屋にあれば、どういった取り扱いをしているか、即時かは分かりませんが大体把握できています。例えば今月になって輸入をはじめたといった業者は把握が難しい部分もありますが、前年度分のデータといったものはすべて把握していますので、そのリストに基づいて監視指導を行っております。</p> |
|           | <p>※意見交換会の最後に、下記のとおり県内の輸入事業者数(施設数)を報告。<br/>平成 21 年度 151 施設</p>   |

|           |   |
|-----------|---|
| 生活協同組合連合会 | 今の説明では、今月になって輸入をはじめたような業者は把握出来ないとのことだが、業者が輸入をはじめたことを申告するような制度は法律等で規定されていないのか。   |
| 事務局       | 法律としては食品衛生法に規定があります。それに基づいて検疫所がデータを持っているということになります。   |
| 消費者団体連盟   | 宮崎県で口蹄疫が発生して、非常に多くの牛や豚が処分された。このことに関して、静岡県は神奈川、山梨、長野、愛知と接しているが、県として何らかの対策を立てたのか。   |
| 畜産課       | <p>口蹄疫に関しましては、静岡県口蹄疫防疫対策指針を作っておりまして、これにより、県の組織だけでなく、市町、外郭団体、警察等も含め、迅速な対応ができる組織づくりを行っています。また、実際に発生した場合にすぐに対応できるように、口蹄疫防疫対策マニュアルという形で、何も無い時にどのような監視体制をとるのか、発生した場合の初期にはどのような対応をとるのか、埋却等が終わって清浄性を確認するためにどのような対策をとるのか、また、これらのすべてが終わってからの、県の畜産物の流通が円滑にすすむようにする、農家が生活できるようにするといったことの対策、こういったものを含めて指針からマニュアルまでを策定しております。</p> <p>ただし、指針やマニュアルを作っただけでは本当に効果があるかは分かりませんので、実際にこれらを用いて、県庁の中でも演習を行い、マニュアルや指針の検証をして、その都度 必要な修正を加えております。</p> <p>それと、他県の関係ですが、口蹄疫のような広域な伝染病の場合、隣接する各県と合同で防疫演習を実施しているほか、定期的に意見交換会などを行っています。</p> |

| 議題(4)その他 |  |
|----------|--|
| 発言者      | 内容及び回答   |
| 消費者団体連盟  | 違反をした業者への罰則についてだが、違反をした業者が名前を変えて営業を続けるといったことがあったり、または偽装表示のように大きな問題になっているにもかかわらず他の業者で同様の違反が繰り返されるといった状況が見られるが、これは結局は大した罰則がないということなのか。非常に消費者を馬鹿にしているように感じるのだが、そういった業者は二度と営業させないなどの措置はとれないのか。   |
| 県民生活課    | 県民生活課では、JAS法及び景品表示法に基づいて表示について指導を行っています。正直なところ、JAS法での県知事の権限としましては、いわゆる行政指導となります。県知事が法律に基づいて行う行政指導では、指示及び指示した場合の公表、ということになります。刑罰は警察の範疇になっております。営業を止めることや、事業者が何らかの免許を持っていた場合にその免許を剥奪するといったことは、JAS法では対応出来ないという現状にあります。  |
| 事務局      | 食品衛生法の範疇では健康被害に結びつくこととなりますので、例えば食中毒が発生すれば、営業禁止にするといった対応になります。その営業禁止を破って、営業を継続するといったこととなりますと、今度は告発となりまして、その告発によって刑事罰を受けた場合は、営業許可の更新が出来ないといった法律の制度になっております。そのため、食品衛生法の関係では知っていて営業を継続するようなことはまずないと考えられますが、実際にそこまで至ったケースはありません。ただし、一回の違反等だけでそこまでの処分が出来るかとなりますと、行政処分の手続きからは最初は緩く段々と厳しくしていくこととなりますので、一度だけでは厳しい処分まではなかなか出来ないということは御理解いただければと思います。 |
| 事務局      | そのほかに表示の関係では県の関係部局と国の農政事務所、さらに警察が参加して、定期的な連絡会議を設けております。先ほどもありましたが、罰則や内定捜査といった権限は警察になりますので、私どもは警察に通報して、持っている情報を提供するということとなります。問題事案があった場合には、このように警察とも連携をとった対応をしていることを補足いたします。  |